

○大府市男女共同参画推進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現を図るため、予算の範囲内において交付する大府市男女共同参画推進事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の名称等)

第2条 交付金の名称、交付金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

交付金の名称	交付対象事業	交付対象経費
サプリトーク交付金	男女共同参画社会の推進に関する学習会、研修会及び情報交換会に係る事業	交付対象事業に要する経費のうち別表に定めるもの
あなたとわたしのつどい交付金	男女共同参画社会の推進に関する活動発表及び関係団体の交流のために行う集会に係る事業	

(交付対象団体)

第3条 交付金の交付の対象となる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) おおぶ男女共同参画ネットワーク
- (2) その他市長が男女共同参画社会を推進する事業を実施することが適当と認める団体

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交付対象経費	細分類	内容
報償費	講師等謝礼	講師、出演者、託児等への謝礼
	記念品等	参加者への記念品等
旅費		講師、出演者等への依頼に当たり必要な交通費等
需用費	消耗品費	交付対象事業に必要な物品の購入に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	食糧費	交付対象事業を行うために直接必要とされる食糧費
	印刷製本費	交付対象事業で使用するパンフレット等の印刷製本に要する経費
	燃料費	交付対象事業を行うために必要な燃料費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
役務費		交付対象事業を行うために必要な通信運搬費、手数料又は保険料
委託料		駐車場整理委託料等
使用料及び賃借料		交付対象事業を行うために必要な場所、自動車、機器、著作権等の使用料又は借上料及び有料道路通行料
備品購入費		交付対象事業で使用する備品の購入費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
その他		上記以外の経費で、事業の実施に必要と認められる経費